

## 早分かり京都クレジット調達

ここでは、相対取引で京都クレジットを調達するのに必要な手続きについて、以下の流れに沿って説明します。

①口座開設 ⇒ ②市場情報 ⇒ ③取引相手 ⇒ ④契約書 ⇒ ⑤決済 ⇒ ⑥会計処理 ⇒ ⑦税の扱い

### ① 自社の管理口座の開設

#### 管理口座の開設が、調達の第一歩

実際に取引を開始する前に必要なのが、日本の国別登録簿 (<http://www.registry.go.jp/>) の中に、自社の「管理口座」を開設することです。京都クレジットを保有したり、他社の口座へ京都クレジットを移動させたりするのに、必要なものです。

#### 口座を開設できるのは、内国法人に限られる

口座を開設できるのは、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人に限られています。法人格を持たない組合や個人は口座開設ができませんので、ご注意下さい。

#### 申請に必要な書類等を提出しましょう

自社の口座を開設したい法人は、国別登録簿のホームページより開設申請書をダウンロードして必要事項を記入し、必要書類を添付して、環境大臣及び経済産業大臣に提出する必要があります。

申請書の記入事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 開設を申請する法人の名称/代表者氏名/本店等の所在地（英語表記含む）</li><li>・ 法人の国際/国内の電話/FAX 番号</li><li>・ 担当部署の名称/住所/電話番号/メールアドレス</li></ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人の定款</li><li>・ 法人の登記事項証明書</li><li>・ 法人の印鑑証明書</li></ul>
手数料	20,900 円
提出先	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 国別登録簿担当 * 正本を提出</li><li>・ 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 地球環境連携・技術室 国別登録簿担当 * 副本（正本のコピーで可）を提出</li></ul>

また、電子政府の総合窓口、e-Gov (<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>) を通じて電子申請を行うこともできます。その場合、記入事項に電子署名を行い、電子証明書を送信する

必要があります。登記事項証明書と印鑑証明書は不要です。

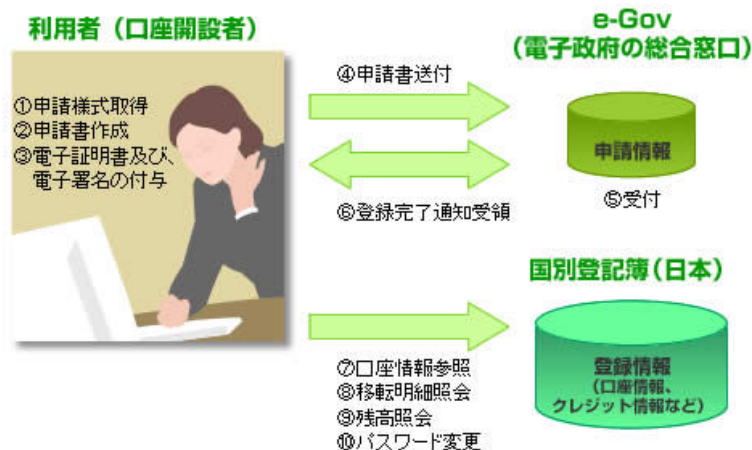
【国別登録簿システムのホームページ】 <http://www.registry.go.jp/>



### 登録完了通知を受け取ったら、口座開設が完了

申請書を提出した後は、登録完了通知が送られてきます。開設口座の口座番号及び企業名等は、口座情報・法人リストとしてホームページ上に公開されます。

【法人口座開設の流れ】



### 口座開設、京都クレジット移転には時間がかかる

開設や移転等、各手続きには一定の時間・手数料がかかりますので、注意しましょう。

【国別登録簿への各種申請手続きにかかる日数の目安と手数料】

各種申請手続き	電子申請の場合	書面申請の場合	手数料
管理口座の開設	1ヶ月	1ヶ月	20,900円
管理口座の口座名義人の名称等の変更	1ヶ月	1ヶ月	—
算定割当量の振替	1週間半(法務局発行の電子証明書による電子申請の場合は数日以内)	1週間半	6,200円
算定割当量の信託の記録	1週間半	1週間半	— (振替を伴う場合は6,200円)
算定割当量の信託の記録の抹消	1週間半	1週間半	— (振替を伴う場合は6,200円)
算定割当量の信託の記録の変更	1週間半	1週間半	—
割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付	1ヶ月	1ヶ月	530円
管理口座の廃止	1ヶ月	1ヶ月	—

☞ 国別登録簿について、より詳しく知りたい人は

国別登録簿のページ：<http://www.registry.go.jp/>

国別登録簿の申請手続きに関する手順書（口座保有者用）：

<http://www.registry.go.jp/sinseitejyun20110812.pdf>

国別登録簿システム操作手順書（口座保有者用）：

<http://www.registry.go.jp/usermanual20120309.pdf>

## ② 市場情報の入手

欧州における CER の取引価格については、日々の取引価格を提供している会社がある

参考 欧州排出量取引制度で取引されているクレジットとは？

CER 価格の目安となるものに、2005 年から開始された欧州排出量取引制度 (EU Emission Trading Scheme, EUETS) で用いられているクレジット (EU Allowance, EUA) があります。EUA は、EUETS のみにおいて使うことのできるクレジットであるため、仮に日本企業が購入したとしても、京都議定書の目標達成には使えません。しかし、EUETS においては、企業が CER を EUA と同様に用いることが許されているため、欧州の市場においては EUA と CER と両方を取引しており、両者の価格は相互に影響を与えています。そのため、EUA の価格情報を知っておくと便利です。

EUA 価格は、各国の割当量等の政策要因が需給環境のベースとなっていますが、ガス、石炭価格や天候等によって、エネルギー需要と共に変動します。これは、電力会社が EUETS の主要な対象企業となっていて、EUA の需要が発電ニーズの影響を大きく受けるためです。

## ③ 取引相手の決定

取引相手を探すためのサービスも存在

調達先として商社や証券会社等、大口で京都クレジットを保有している企業を探します。どのような日本企業が、京都クレジットを一次取得したのかについては、京都メカニズムプラットフォーム (<http://www.kyomecha.org/>) にある、「日本政府承認 CDM/JI プロジェクト情報」が参考になります。

また、欧州企業等も京都クレジットを購入しています。これらの企業と取引する場合には、ブローカーに仲介を依頼することもできます。

#### ④ 契約の締結

##### 契約条件を交渉した上で、契約を結ぶ

契約書は、商社や証券会社等が契約書の雛形を用意していることが多く、日本語の契約書もあります。契約条件を交渉する際には、取引する京都クレジットの量と価格に加え、受け渡し時期、代金の支払い時期、万が一の不履行に備えた条件等を取り決めておく必要があります。

なお欧州の取引では、国際排出量取引協会(IETA)や国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)という機関が発行している標準契約書を用いることが一般的です。

##### 【IETA 標準契約書項目】

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1. 解釈及び構成      | 8. 支払い請求・支払い |
| 2. 確認手順        | 9. 不可抗力      |
| 3. 一般義務、表明及び保証 | 10. 守秘義務     |
| 4. 排出枠委譲       | 11. 譲渡       |
| 5. 法的に有効な委譲    | 12. 解約       |
| 6. 委譲の不履行      | 13. 法的責任     |
| 7. 付加価値税       | 14. 雑則       |

##### 契約締結には、代金の支払い時期に注意

契約を交わす際には、以下の二点に注意しましょう。一つ目は、代金の支払い時期です。これは、いつの時点で京都クレジットが売り手から買い手に移ったと見なすのかと関連します。地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律（温対法）によると、買い手の口座に移転分の増加が記録された時点で、譲渡の効力発生と見なされます。但し、今の登録簿の仕組みでは、売り手が移転の申請をしてから、実際に買い手の口座に移転が記録されるまで目安で一週間半かかるとされており、厳密に何日に移転がされるのかを前もって決めておくことはできません<sup>1</sup>。よって、厳密にいつの時点で代金を支払うのかについて契約書に明記しておく必要があります。この他、移転申請したはずなのに移転されなかった場合や、移転の確認を怠った場合にもどうするのかについても契約上決定しておく必要があるでしょ

<sup>1</sup> 2010年3月の更新により、法務局が発行した電子証明書による算定割当量の振替の電子申請の場合は、手続における所要日数が大幅に短縮されました。具体的には、環境省及び経済産業省による審査が数日以内に終わり、審査完了後に移転準備完了メールが送られますので、申請者自ら希望する日に移転指示を行うことにより、移転を実行することができます。また、法務局以外の電子認証局が発行した電子証明書による算定割当量の振替の電子申請の場合でも、登記情報提供サービスから照会番号を取得すれば上記の手続をとって所要日数を短縮することができます。

う。また、海外の企業と契約を結ぶ場合には、口座間の移転を譲渡の効力発生要件と見なさない場合もあるので、注意が必要です。

二つ目は、契約不履行についてです。これは、例えば契約を締結してから、実際に京都クレジットが移転される間に、売り手または買い手が倒産してしまった場合、どのように対処するかについての項目です。具体的には、売り手が期限までに京都クレジットを引き渡さなかった場合に、損害補償される範囲について予め合意しておくことが望ましいでしょう。

### **印紙税は、1回のみ の 売 買 に は 必 要 な い**

京都クレジットの売買契約書に印紙税をつける必要があるのか否かについて、平成19年12月に国税庁から取扱いについて示されました。

#### **① 印紙税が必要でない場合**

1回の売買を行うために作成する契約書は、印紙税の課税対象となりません。

#### **② 印紙税が必要な場合**

契約期間中において、売買を継続して行うために作成される、いわゆる標準契約書で、売買取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払い方法、債務不履行時の損害賠償方法、再販売価格のうち、1つ以上の事項について定める契約書は、印紙税の課税対象となります。契約書1通につき、4,000円課されます。

ただし、以下の場合には除外され、印紙税は必要ではありません。

- ・ 取引の当事者の一方または双方が営業者でないもの（例えば独立行政法人との契約書等）
- ・ 契約期間が3ヶ月以内であり、かつ、更新に関する定めのないもの

**☞ 印紙税について、より詳しく知りたい人は**

国税庁「排出量取引に関する売買契約書に対する印紙税の取扱い」（平成19年12月）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/inshi/6369/01.htm>

## ⑤ 決済の実施

### 決済とは、京都クレジットの移転と代金の支払いを行うこと

決済とは、契約書に定めた時期（期限）において、売り手が買い手に京都クレジットを移転させ、買い手が売り手に代金を支払うことを指します。売り手は、国別登録簿の管理者である環境省と経済産業省に対して、該当する京都クレジットの振替申請を行います。申請にかかる時間の目安は一週間半です（法務局発行の電子証明書による電子申請の場合は数日以内）。買い手は、自分の口座を確認し、移転されたかどうかをチェックする必要があります。支払いに関しては、契約書で決められた方法で行います。

#### **参考 京都クレジットを移転させる場合**

京都クレジットを移転させる場合には、移転させる側が振替申請を行う必要があります。具体的には以下の手順で行います。

- 国別登録簿システムにログイン
- 「申請書作成」メニューに入る
- クレジット選択画面（全部選択、一部選択）
- クレジット入力画面（一部削除、トン数変更、行追加）
- 申請書作成画面（移転先、移転目的の入力）
- 申請書（PDF ファイル）出力（保存、印刷）、管理番号の取得

書面申請の場合には、印刷した PDF ファイルに自社の登記事項証明書と印鑑証明書を添付して提出します。これらは、電子申請の場合、電子署名を行えば必要ありません。手数料は1回の振替につき、6,200 円かかります。提出先は、口座開設の提出先と同じ、環境省と経済産業省です。

### 決済リスクを管理する必要がある

契約した通りの京都クレジットが実際に移転されるのか、契約先の企業が破産することはないのか、決済にはいくつかのリスクが伴います。取引相手の信用リスクがどの程度高いものなのか、認識しておきましょう。

## ⑥ 会計処理

### 京都クレジットは、会計上無形固定資産に近い性格を有する

京都クレジットの会計上の処理の指針は、平成 16 年に企業会計基準委員会 (ASBJ) から、「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」として示されました。

指針によると、京都クレジットは会計上、無形固定資産に近い性格を有すると考えられており、金融資産には該当しません。また、京都クレジットを取得する目的として、

- ・ 自主行動計画目標や CSR 目標等、自社で何らかの目標達成のために用いる償却目的
- ・ 商社等のように京都クレジットを大量に取得し、いずれかは第三者に売却しようとする転売目的

を想定して、各々のケースについて、会計処理の方針を定めています。どちらの目的で京都クレジットを取得するのか、取得当初は判断が難しい場合もあるでしょうが、どちらの目的なのかによって、会計上の処理は異なります。

#### (1) 取得するとき

京都クレジットは、原価評価される無形資産として考えられます。京都クレジットを取得したことを会計帳簿に記載する際、自社償却用である場合には、「無形固定資産」又は「投資その他資産」の取得として計上します。一方、第三者への転売目的である場合には、貸借対照表 (B/S) 上の「棚卸資産」の取得として計上します。期末評価を行う際には、取得原価によって評価します。

将来における京都クレジットの購入を約束した先渡し取引の場合は、契約締結時には取引を認識せず、京都クレジットの引渡しを受けた時点で取引を認識します。

#### 【自社償却目的の購入】

借	貸
現金 (B/S)	無形固定資産 (B/S)

#### 【転売目的の購入】

借	貸
現金 (B/S)	棚卸資産 (B/S)

#### (2) 転売するとき

転売目的で取得した京都クレジットは、「棚卸資産」の取得として計上されており、それを転売するときには「棚卸資産」の売却として処理されます。

#### (3) 償却するとき

国別登録簿の償却口座へ京都クレジットが移転される場合には、費用として取り扱われることとなります。損益計算書 (PL) の「販売費及び一般管理費」として処理します。

#### 【償却】

借	貸
無形固定資産 (B/S)	販売費及び一般管理費 (PL)

参考 会計処理の概要

	場合	会計上の処理
自社償却目的	①契約締結時	仕訳なし
	②支出時	「無形固定資産」又は「投資その他資産」の区分に、当該前渡金を示す適当な科目で計上
	③取得前の期末評価	取得原価による（固定資産の減損会計が適用）
	④取得時	「無形固定資産」又は「投資その他資産」の取得として処理
	⑤取得後の期末評価	取得原価による（減価償却はしない。ただし、固定資産の減損会計適用）
	⑥第三者への売却時	「無形固定資産」又は「投資その他資産」の販売として処理
	⑦償却時	「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上
第三者への転売目的	①契約締結時	仕訳なし
	②支出時	「前渡金」として計上
	③取得前の期末評価	取得原価による（取得まで長期間かかると想定されるため、評価減の検討必要）
	④取得時	「棚卸資産」の取得として処理
	⑤取得後の期末評価	取得原価による（ただし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は当期の費用として処理する）
	⑥販売時	「棚卸資産」の販売として処理

出典：企業会計基準委員会（ASBJ）「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」

☞ 会計処理について、より詳しく知りたい人は

企業会計基準委員会（ASBJ）「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 21 年 6 月改正）

([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/em\\_trade/em\\_trade-1.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/em_trade/em_trade-1.pdf))

## ⑦ 税の取り扱い

京都クレジットの税務上の処理の指針は、2009年2月に国税庁から、「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」照会結果が示されました。

この指針は、京都クレジットの取引（取得（購入）、売却）に係る法人税及び消費税の取扱いについて、以下のように示されました。

### (1)法人税

- ・ 国内法人が、償却を目的としてクレジットを取得（購入）し、同クレジットを政府保有口座へ移転する場合、同クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金として損金算入する。

### (2)消費税

- ・ 国内法人が国内法人にクレジットを売却した場合、課税対象（仕入税額控除の対象）となる。
- ・ 国内法人が外国法人にクレジットを売却する場合、輸出免税が適用される。
- ・ 国内法人が外国法人からクレジットを購入する場合、国外取引となり課税対象外（仕入税額控除の対象外）となる。

☞ 税の取り扱いについて、より詳しく知りたい人は

国税庁「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」（平成21年2月改正）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/01.htm#a01>